

事業承継 個別相談会

無料
秘密厳守

【概要】

小牧市役所で「愛知県事業承継・引継ぎ支援センター」の専門スタッフによる事業承継相談会を毎月実施しています。事業承継は早めの準備や計画的な取組みが大切です。

相談無料・秘密厳守ですので、安心してご相談ください。

【相談の例】

経営者：事業承継を考えているが、何から手を付けるべきか。

後継者：事業を引き継ぐ予定だが、どのような準備が必要か。

申込書はこちらから
ダウンロードできます↓

【開催日時・場所・予約方法】

開催日時：毎月第3金曜日（事前予約制）

①10時～11時 ②11時30分～12時30分

開催場所：小牧市役所会議室 相談機関：愛知県事業承継・引継ぎ支援センター

予約方法：相談希望日の一週間前までに、申込書をFAXまたはメールで送付。

電話：0568-76-1112 メール：shoukou@city.komaki.lg.jp

FAX：0568-75-8283



市内企業・団体対象

出会いと交流の場 作りませんか？

例えば…

企業 × 企業 企業 × 団体 企業 × 一般募集



1事業あたり
最大

10万円
補助



婚活支援事業補助金

結婚を望む方へ出会いや交流の機会を提供する事業を行う

企業・団体に対して補助金を交付します！

詳細はこちら▼



問合先 小牧市 出会い・結婚支援室 (TEL 0568-39-5572)

無料で

小牧の企業を 強力にサポート。

当センターは、将来にわたる小牧市の持続的な産業・雇用・財政の基盤づくりを目的として、
製造業を中心に市内の企業を強力にサポートする小牧の産業振興の拠点です。

こんなお悩みはありませんか？



わたしたちが解決のご提案をいたします！

所在地：小牧市小牧五丁目253番地 小牧中部公民館1階

開所時間：平日 8:30～17:00 電話：0568-75-3900



ホームページはこちら

小牧市就労支援センター をご利用ください！



「小牧市就労支援センター」では、ハローワーク春日井の出先機関として、職業相談や職業紹介を行い、求職者の皆さんのお手伝いをしています。

※企業による求人手続や雇用保険の手続等については、住所管轄のハローワークをご利用ください。

小牧市就労支援センター(小牧市役所東庁舎1階)

TEL: 0568-73-8609

開庁時間：月～金 9:30～12:00 13:00～17:00

(祝祭日及び年末年始を除く)



SDGs 未来都市
こまき

小牧市の企業・事業者さまへ

ふるさと納税

お礼の品募集!



※R6年3月末現在 小牧市お礼の品約500品登録中

小牧市に寄附（ふるさと納税）していただいた方に贈る「お礼の品」。
素敵なお礼の品を募集しています。商品代、梱包代、送料は市が負担します。



始めるとこんなメリットがあります!

新たな販路開拓!

B to C参入!

テストマーケティング

ポータルサイト手数料は市負担

自社製品を全国にPR!

ECビジネス参入!

現在登録中ポータルサイト(今年度中に17サイトまで拡大予定)



どんなものがお礼の品になるの?

市内で生産された
農畜産物



市内で生産された
農畜産物が
原材料の商品



市内の工場で
製造された
食品・
工業製品



市内の店舗で
提供される
サービス



迷ったら
まずは
一報を

小牧市役所 商工振興課 新産業創出係

TEL:0568-76-1112

Mail:credit_komakiouen@city.komaki.lg.jp

お気軽に
お問合せ
ください



まだまだ知らない
魅力がいっぱい
あるコマキ!

FOLLOW ME!

こまきのふるさと納税
公式 Instagram



お礼の品登録の
詳細は
こちらから



小牧市中小企業振興基本条例

～中小企業が地域を支える。地域が中小企業を支える～

中小企業は地域を支えています。市内の全事業所数に占める割合は約9割。
雇用や人材育成、多彩な商品・サービスの提供、地域の催しや美化活動への参加
など、その活動の場面は幅広く、地域に大きく貢献しています。
そんな中小企業を地域全体で支えるため、この条例ができました。

◆小牧市中小企業振興基本条例のしくみ◆





中小企業振興のために地域を構成する各主体はどんな役割を担うのでしょうか？



この条例では、中小企業振興のために、地域を構成する各主体が果たすべき役割等を規定しています。主役となる中小企業自身や商工会議所などの各主体が担う役割のほか、中小企業振興の施策において小牧市が取り組むべきことを次のように掲げています。

中小企業の役割 第5条～第6条

★中小企業者の努力【第5条】

- ・自らの創意工夫による主体的な経営改善・向上。
- ・雇用機会の確保、人材の育成、ワークライフバランスの環境整備。
- ・まちづくり活動に貢献するなど、地域社会の発展・市民生活の向上に寄与。
- ・自らの経営力強化のため、商工会議所等を積極的に活用。
- ・市の施策への協力。

★小規模企業者の努力【第6条】

- ・地域の特色を活かした事業活動への取組、小規模企業者又は多様な主体との連携・協働の推進。
- ・技術向上を図り、円滑・着実な事業運営。

地域各主体の役割 第4条、第7条～第13条

★商工会議所の努力【第7条】

- ・中小企業者の経営の発達・改善・革新のための取組。
- ・中小企業者の実態把握、会員相互の関係強化の促進・他団体との連携、市の施策への協力。

★中小企業団体の努力【第8条】

- ・中小企業者の経営の改善・向上、市の施策への協力。

★大企業者の役割【第9条】

- ・中小企業者の成長発展に配慮。
- ・中小企業者との連携、市の施策への協力。

★金融機関の役割【第10条】

- ・中小企業者に適した円滑な資金供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援による中小企業の発展への協力、市の施策への協力。

★支援機関の役割【第11条】

- ・専門性の高い支援を通じた中小企業者の経営力強化、市の施策への協力。

★大学等の役割【第12条】

- ・産学官の連携を通じた研究開発等による中小企業の成長・発展に寄与。
- ・人材育成、研究開発やその成果の普及を通じた市の施策への協力。

★市民の理解及び協力【第13条】

- ・中小企業振興が地域社会の発展・市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業の発展に協力。

★市の責務【第4条】

- ・中小企業振興に関する施策の策定・実施。
- ・中小企業の実態把握、施策の策定・実施における地域の各主体との協力。

市が行うこと（市の施策の基本事項）第14条～第21条

★経営の安定化【第14条】

- ・中小企業者の経営資源の強化・資金調達の円滑化に向けた施策を促進し、経営基盤の強化に努める。
- ・工事発注、物品・役務の調達に当たっては、予算の適正な執行、透明・公正な競争や契約の適正な履行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努める。

★新事業展開の促進【第15条】

- ・中小企業者が自らの創意工夫・努力で新たな事業に挑戦することを促進するため、次の施策の推進に努める。
 - ① 中小企業者の新事業への進出・企業立地を促進。
 - ② 中小企業者相互、大企業者・大学等との連携を図り、新商品・新技術の研究・開発、その成果の普及を促進。
 - ③ 中小企業者の販路拡大、成長分野への進出を促進。
 - ④ 新たな創業を促進。

★人材の育成及び確保の支援【第16条】

- ・経営の安定化や新たな事業展開の促進を図るとともに、事業の継続に資するため、中小企業を担う人材の育成・確保・雇用の促進に努める。

★地域商業の活性化【第17条】

- ・商店街の事業等、商業の活性化に資する事業への必要な支援に努める。

★職業観及び勤労観の育成【第18条】

- ・児童・生徒に対し、職業に関する体験の機会の提供に努める。

★小規模事業者への配慮【第19条】

- ・小規模企業者に対する中小企業の振興に関する施策に当たっては、経営規模・形態を勘案し、必要な情報を提供するなどの配慮に努める。

★施策の推進に係る措置【第20条】

- ・中小企業の振興に関する施策に当たっては、意見の聴取・調査により施策の実施状況を把握・検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努める。

★財政上の措置【第21条】

- ・中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

商工会議所の取り組み

経営相談	金融あっせん	日本政策金融公庫【マル経融資(小規模事業者経営改善資金)、一般貸付 他】 愛知県・愛知県信用保証協会【小規模企業等振興資金 他】
	経営指導員による相談	経営計画・経営改善の相談、創業、情報化、金融、税務、労務、その他の相談指導
	各種相談室(定例)	税務・会計、日本公庫、信用保証
	各種相談室(随時)	社会保険労務士、法律
	各種相談機関あっせん	国際ビジネス支援、ISO等の認証取得、取引のマッチング・トラブル相談、IT活用、あいち省エネ、EA21環境経営、働き方改革、事業承継支援、特許
	個人事業主の経理指導	記帳継続指導、税務指導会
	労働保険	労働保険事務組合、建設一人親方組合
	創業支援	とうしゅん創業塾(行政・東春信用金庫・会議所連携事業)、創業支援セミナー
	講習会	小規模事業者向けの各種講習会
人材育成支援		新入社員研修、フォローアップ研修、通信教育講座(日本技能開発センター提携)、職長教育、webセミナー 等
求人支援		高校進路指導担当教諭との懇談会、大学学内企業説明会、求人支援サイト「こまジョブ」、求人支援セミナー
労働安全衛生支援		定期健康診断(集団・随時)、特定業務健康診断、特殊健康診断、高度健康診断(人間ドック)、ストレスチェック事業、協会けんぽ「生活習慣病予防健診」、健康経営の推進
ビジネス機会の創出・交流等		こまき産業フェスタ、アライアンス・パートナー発掘市、地域商談会(尾張会場)、ザ・ビジネスモール
各種証明・認証取得		貿易関係証明、会員証明
共済制度の普及促進		経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)、小規模企業共済、生命共済(つつじ共済)、特定退職金共済、業務災害補償プラン、休業補償プラン、ビジネス総合保険、情報漏えい賠償責任保険、中小企業共済、中小企業海外PL保険
貸会議室		5部屋(定員12名～52名)
会員ふれあい事業		賀詞交歓会、ブロック会合同ふれあい旅行、ブロック会会員交流会、新会員懇談会
地域振興事業	小牧市との連携	地域限定商品券発行、地域特産品開発、小牧市民まつり
	団体支援	小牧にぎわい隊
検定事業		珠算検定、簿記検定
中小企業の後継者育成		青年部活動、女性会活動
問い合わせ先		小牧商工会議所 TEL 0568-72-1111 FAX 0568-76-2581 E-mail : info@komaki-cci.or.jp URL : http://www.komaki-cci.or.jp/

※事業によっては、有料のものもあります。

こども夢・チャレンジNo.1都市宣言(要約)

市制施行60周年

私たちは、こどもの夢への挑戦をまち全体で応援することで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、支え合う、すべての市民が暮らしやすい、あたたかいまちになっていくと確信します。

そこで、私たち小牧市民は、

- 一、こどもの夢への挑戦を応援することで元気になるまち
- 一、世代を越えて市民のつながりが生まれるまち
- 一、支え合うことでさらに住みよくなっていくまち

このようなまちの実現に向け、小牧市を「こども夢・チャレンジ No.1都市」とすることを、ここに宣言します。

こども夢・チャレンジNo.1都市宣言は、小牧市の特徴である「子育て支援が充実している」姿を一層高め、「こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、支え合う、すべての市民が暮らしやすい、あたたかいまち」を小牧市全体で目指し、市内外に発信していくため、小牧市制施行60周年を記念し、平成27年5月17日に宣言しました。

小牧市民憲章

市制施行30周年

わたくしたち小牧市民は、小牧を

- 1 健康で生きがいのある明るいまちにしましょう
- 1 感謝と思いやりのあるあたたかいまちにしましょう
- 1 緑とやすらぎのある美しいまちにしましょう
- 1 高い文化と教養のある豊かなまちにしましょう
- 1 希望と働く喜びのある活気あふれるまちにしましょう

小牧市民憲章は、市民の道しるべとして、健康で明るい生活を送るため、また、市民一人ひとりの心構えや果たすべき役割を明確化し、心ふれあう豊かな社会を形成するため、小牧市制施行30周年を記念し、昭和60年5月15日に制定されました。